

第 1 回審査会等における主な委員意見

○：第 1 回審査会 ●：意見提出

	意見の概要
1	基本的事項について ○他の自治体では時間をかけて検討しているようだが、1 年ぐらいの期間で基本構想の検討は可能なのか。(中島) ○広島市独自の環境アセスメント制度を構築するためには、十分議論する時間を確保する必要がある。(安藤) ○まずは、制度の性格や対象から議論を始めるべきではないか。(大森) ●基本的な考え方は賛成である。(於保) ○「総合環境アセスメント」という名称は、わかりにくいのではないか。(関) ●この制度の内容については基本的に賛成ですが、表題については幾分違和感があります。具体的に言えば、「広島市総合環境アセスメント制度」とありますが、実体は「広島市総合意思決定制度」で、環境アセスメントはその一部にしか過ぎません。他に社会・経済アセスメントもあり、国、県、民間にこの制度を適用することはできません。すなわち、広島市単独の事業に対してのみ適用できます。この制度の中で環境は主役でもないし、広島市単独事業のみが対象では「総合環境アセスメント」とは呼べないと感じます。(吉國)
2	第 1 節 定義 「事業計画等のより早期の段階において環境配慮の実現を…戦略的環境アセスメント…など広範な概念を含むものである。」 ●この定義に以下の疑問があります。 ・ここでは「事業実施段階」と「事業計画段階」を明確に区別していますが、制度上の手続きにおいて、明確に区別できるものですか。公共事業と私企業の事業に分けて教えてください。 ・事業計画の環境配慮は、たとえそれが早期段階であっても、個別事業を対象とする限り、第 5 節の意見で述べるとおり、累積的環境影響評価など SEA 固有の「概念を含む」ことはないと考えます。(中島)

	意見の概要
3	第4節 基本理念 ● 2 計画等策定者... 「成長段階から脱し...説明責任を果たすためには、...計画策定者の説明責任を果たすことが...」←繰り返し。(中島) ● 3 「市民と行政が対等な立場で計画等の決定...」←行政は市民に奉仕する立場でありますから、「対等な立場」と位置づけてよいかどうか疑問です。(中島)
4	第5節 対象計画等の考え方 ○ この基本構想の策定が、国等の動向により仕方なく制度を検討するのか、自ら先頭を切って一歩進んだ制度を目指すのかにより、対象とする計画等の範囲も変わってくるのではないかな。(フク) ○ 制度の対象については、政策・計画の区分に係わりなく、可能なものについては遡って適用すべきである。(宮田) ○ 民間事業者が策定する計画等については、対象とするのは難しいのではないかな。(中島) ○ 民間事業を対象から外すと制度を実施する意義が失われる。民間事業者が策定する計画等も対象とする方法はあると考えている。(安藤) ○ 本当に、戦略的環境アセスメントを目指すのであれば、「広島市が実施しようとする個別事業の計画等から始めるのが考えやすいため、まずこれから始める」などと記述すべきではないかな。(於保) ● 企業あるいは個人による開発へのS E Aが大きな問題である。前回でも、これが困難であるという意見と、これをやらずして、何のS E Aかという意見もあった。 現在、廿日市市でも個人による大規模開発をめぐって、難しい問題が起きている。(関) ● 「戦略的環境アセスメントは、本来、政策や個別事業の上位計画をも対象とするものであるが、...」は間違いです。正しくは「戦略的環境アセスメントは、本来、政策や個別事業の上位計画を対象とするものであるが、...」となります。「も」が入ると、あたかも個別事業が含まれるように、戦略的環境アセスメントの定義を曲げてしまいます。この後で述べられるような個別事業を対象とするためのレトリックが用意されていると疑われてしまいます。(中島)

	意見の概要
	● 「したがって、当面の制度化にあたっては、広島市が実施する個別事業の計画等の立案段階に適用し、その後、徐々に適用範囲を拡大することが現実的である。」 この「適用範囲」の方針に賛成できません。理由は以下の通りです。（中島） ・ 戦略環境アセスメントは、政策・計画・プログラムなどの上位計画を対象とするものであり、個別事業は含まれていません。SEA の看板のもとで SEA の定義に含まれない個別事業を対象にすることは自己矛盾です。 ・ そもそも SEA が実施されるようになったのは、第 2 節の背景に述べてあるとおり、個別事業のアセスでは評価できない累積的や複合的影響を評価するためです。それら SEA の効果を狙いながら（第 2 節 背景）「個別事業の立案段階」を対象とするのは根本的な矛盾です。 ・ たとえ「個別事業の立案段階」であっても、個別事業を対象とする限り、累積的複合的環境影響を評価する SEA の目的が達成できないことは明らかです。 ・ 新制度においてゼロ代替案・複数代替案や市民参加をうたっても、上位計画を対象とせず個別事業を対象とする限り、SEA の精神および概念とは根本的に矛盾します。本来、ゼロ代替案・複数代替案・市民参加は個別事業のアセスであっても含まれるべきものです。 ・ たとえ個別事業の「立案段階」から開始して「その後、徐々に適用範囲を拡大」するとしても、SEA が対象とする上位計画に適用する制度的な保障がありません。上位計画の適用に各部局は必ず抵抗するでしょうから、各部局に配慮して骨抜き総合アセスを形だけ導入しようとしている、と疑われてもしかたないでしょう。 ・ もし対象が「個別事業の立案段階」であれば、「早期のアセス」を保障するべく、現行の環境アセスメント条例を改定すれば済むことです。 ・ SEA の概念と定義は国際的に認知されていますから、勝手に広島式に変えることはできません。 ● 私の提案：適用範囲は「個別事業の計画等の立案段階」ではなく、SEA の定義に含まれる政策・計画・プログラムとするか、少なくとも上位計画を適用範囲にするべきであると考えます。そして個別事業については現行のアセス条例で早期に行なうことにする。（中島） ● ここでは「広島市が実施する個別事業…」とあるように広島市の事業を対象にする、と述べられていますので、私企業の事業は対象外であると理解します。しかし、私企業の事業も対象にするべきとの意見がありますので、もし私企業のそれを対象とする現実的な方法が提案されれば、企業活動への SEA の適用も検討してよいと思います。（中島）

	意見の概要
5	第7節 手続きのあり方 ○ 総合環境アセスメントの評価結果を計画等の策定プロセスにフィードバックするための仕組みが必要である。(安藤) ● 本制度に基づくアセスメントは、現行のアセスメントに先立って行われることになる、とあるが、現行のアセスメントの結果、先に行われたアセスメントに立ち戻ることが必要だと判断された時、元に戻って考えるルートを明確にしておくことが大切だと思う。(宮田) ● 4 市民関与 および 5 公聴会 「市民関与」よりも積極的な意味を込めて「市民参加」の言葉を使いたい。単なる「意見聴取」ではなく、「市民の意見を反映するための双方向の対話」を目指したい。(中島) ● 「対話型」の公聴会制度は望ましいことであるが、このことを実現するための工夫を考える必要がある。(於保)
6	第8節 調査、予想及び評価のあり方 ○ 複数の事業の累積的・複合的な影響の評価を行うためには、その予測手法を構築する必要がある。(吉國) ○ 複数の事業が同時並行的に行われる場合、誰が、どのような権限で制限していくのか決める必要がある。(吉國) ○ 累積的(広域的)な影響評価を行う必要があり、そのような観点から、制度のあり方を検討すべきである。(安藤) ● 計画等策定者が民間の場合、“複数案の比較検討”は実際問題として困難なことが多いと思われる。こんな場合、どう扱えばよいのか。(宮田)
7	その他 ○ 県道江府三次線の事例を資料に加えてもらいたい。(関) ○ 現行の事業アセスメント制度との関係について整理するべきである。(宮田) ○ 庁内の事業部局の意見の資料を追加してもらいたい。(今岡)

	意見の概要
	● 実行に移すためには次の事柄について配慮しなければならないと考える。(於保) ・ 長期的な展望を考える場合、広島市として、市の生活環境等をどのように発展維持しようとするかの基本的考え方、計画の骨子が是非必要である。広島市と民間との動きに齟齬ができることが十分に考えられる。 ・ 当面は広島市が実施しようとする個別事業から行わざるを得ないと思うが、その際、「計画策定部局との調整」(P . 2 4) が行われることになるが、この会議では各局長を委員として、その下に幹事会や分科会が置かれ、大きくなりすぎて動きが悪い会議となる可能性が大である。この会議をリードしていくようなフットワークの良い部局ないし専門家集団(少人数の市の職員で構成) が必要ではないだろうか。(於保) ● 「骨子」等で使用されている「計画」という言葉について、使われている場所によって「地域計画」のような上位の広範囲な計画を意味している場合と「事業計画」という個別の計画を意味している場合があるように思い。少しわかりにくい部分を感じます。(矢野)

第 1 回審査会等における主な委員意見（追加提出）

	意見の概要
1	基本的事項について ●この構想案骨子が広島市の基本的な考え方を示したものであるとすれば、コンサルタント会社の報告書に含めるのは、妥当ではない。提案の責任を明示するためにも、調査業務報告書とは別に提案していただきたい。（安藤） ●名称の「広島市総合環境アセスメント制度」は、実体の把握が難しい表現である。「戦略的」も同様に、その名称から内容を把握することが困難である。もう少し実体を表す表現を考える必要がある。例えば「広島市環境計画アセスメント制度」、「広島市環境政策アセスメント制度」、「広島市環境管理アセスメント制度」などの表現の方が実体を把握しやすいのではないか。（安藤）
2	第 1 節 定義 ●「事業計画等のより早期の段階において」を「事業計画の作成等のより早期の段階において」としてはどうか。（安藤）
3	第 2 節 背景 ●広島市の過去のアセスメントの問題点を指摘する必要がある。広島市が S E A の必要性を感じるのは、国や他の事業体が始めたから検討するのではなく、過去の取り組みの反省から生じたものであり、その必要性は過去のアセスメントでたびたび指摘されて来たことである。このことについて全く触れられていないのは遺憾である。（安藤） ●表現についても舌足らずの感があるので、全面改定をお願いしたい。（安藤）
4	第 3 節 目的 ●「計画等の採否にあたり事業費等の社会経済面の評価だけでなく」の「事業費」は事柄を矮小化し過ぎている。「地域経済等」の表現に変えるか、あるいは省略する。（安藤）
5	第 4 節 基本理念 ●この制度の基本理念は、記載されている 3 項目だけだろうか？上記の目的を達成するために必要な理念も述べるべきである。また、3 項目についても内容の吟味が必要である。
6	第 5 節 対象計画等の考え方 ●民間事業を除外したら、意義が半減する。「基本条例」、「基本計画」、「配慮指針」を活用しつつ、民間事業を対象事業として組み入れる必要がある。（安藤）
7	その他 ●第 6 節以下の項目について、上記の考え方に依存しており、上記 1 ～ 6 に関する審査会の意見が固まった段階で、改めて意見を述べる。（安藤）

